

## 第2回産業廃棄物最終処分場候補地選定懇話会 議事要旨

【日時】令和2年6月19日（金） 10：00～ 12：20

【場所】宮城県行政庁舎9階 第一会議室

【出席者】（敬称略）

＜委員＞（◎は座長，○は副座長）

青沼 廣利	一般社団法人みやぎ工業会	専務理事
岩沼 徳衛	宮城県中小企業団体中央会	副会長
風間 基樹	東北大学大学院工学研究科	土木工学専攻 教授
○是則 恭士	一般財団法人日本環境衛生センター	事業推進役
鈴木 昇	一般社団法人宮城県産業資源循環協会	会長
武山 徳蔵	一般社団法人宮城県建設業協会	会長代理 専務理事
長岡 文明	BUN環境課題研修事務所	主宰
山田 一裕	東北工業大学工学部	教授
◎山田 正人	国立研究開発法人国立環境研究所	資源循環・廃棄物研究センター 国際廃棄物管理技術研究室 室長

＜オブザーバー＞

茂泉 礼司	公益財団法人宮城県環境事業公社	専務理事
茂泉 博史	公益財団法人宮城県環境事業公社	企画調整部長 兼業務部技術管理監

＜事務局＞

鈴木 秀人	宮城県環境生活部長
佐々木 均	宮城県環境生活部次長
柳澤 宏	宮城県環境生活部循環型社会推進課長
佐藤 洋	宮城県環境生活部循環型社会推進課 副参事兼課長補佐 (総括担当)
庄子 克巳	宮城県環境生活部循環型社会推進課 技術副参事兼課長補佐 (総括担当)
川端 淑子	宮城県環境生活部循環型社会推進課 技術補佐 (総括担当)
長船 達也	宮城県環境生活部循環型社会推進課 施設班 技術補佐 (班長)
青木 崇	宮城県環境生活部循環型社会推進課 施設班 主任主査

＜委託事業者＞

株式会社エックス都市研究所

【配布資料】

資料1	第1回懇話会後の追加確認事項について
資料2	候補地の一次選定結果について
別添	個票

資料2（参考） 候補地の一次選定結果について

資料3 候補地の二次選定方法（案）について

## 1 開会

## 2 あいさつ

- 鈴木部長より挨拶。

## 3 議事

- 山田正座長より、議事（2）「候補地の一次選定結果について」を非公開にする旨の提案があり、了承。

（1）第1回懇話会後の追加確認事項について

- 事務局より「資料1 第1回懇話会後の追加確認事項について」の説明。

（事務局）（1）自然の改変度の度合・尺度については、適合条件が漠然としていたとの意見があった。環境庁の表土改変状況調査の自然表土地を適合条件とすることとした。（2）野生動物等の確認については、既存のGISデータを取りまとめ、環境影響評価において詳細な調査を行うこととした。（3）宮城県内の農産物直売所及び道の駅の確認については、各ホームページから近接する施設をリスト化し、適地から幹線道路までのアクセス経路上に立地しているかどうかを確認した。その際に迂回可能な経路を複数、確認した。

（4）通学路及び歩道における歩車分離の確認については、机上調査及び各自治体へのヒアリングを行い調査した。前述の（3）と合わせて適合条件に追加した。（5）市町村指定の文化財、神社、信仰対象及び墓地の確認については、現地踏査、各自治体へのヒアリング及び神社庁ホームページを活用し調査した。適地毎に存在有無と位置を確認し、適合条件に追加した。

- 主な意見等は以下のとおり。

（委員）農産物直売所、道の駅以外の項目は、アセス法や環境影響調査マニュアルなど他法令によって裏付けがある。なぜ直売所と道の駅を除外の要件にしなければいけなかったかの根拠が要る。後から「私も直売所をやっている」などの申し出があった場合に、それを除外する客観的な理由が要る。

（事務局）集客施設に最終処分場が近接しない方がいいとの意見を汲み取って取り入れた。実際には、この項目において除外される候補地はなかった。

（委員）委託事業者は、直売所、道の駅を除外対象とした公共関与の施設の選定の前例について知見があるか。

(委託事業者) 前例は把握していない。

(委員) 後々反対のための理由として、最終候補地の近くで「私も実は直売所をやっていた」と言われるのは避けた方がよいと思う。前例や法的根拠がないのであれば、取り下げた方がよいと思う。

(委員) 他の項目はあったらまずいもの。他の項目に比べて毛色が違う。

(事務局) アクセスルート設定の際の配慮事項として盛り込ませていただきたい。

(委員) 野生動物等は、希少猛禽類をひとつの目安とした点に異論はない。ただ、自然環境保全、生物保全の立場の方々からは、なぜ猛禽類だけなのかという疑問が出る。希少猛禽類をひとつの目安とすることで、生態系への影響が軽減・回避されるという理由付けをしていただきたい。最終処分場が計画される谷筋・窪地の池に、希少な両生類・水生植物が存在し、後々それらを動かすときに、猛禽類だけの目安でよかったのかと議論にならないようにしていただきたい。

(事務局) 今後検討していく。

(委員) 一団の農地とはなにか。

(事務局) 転用禁止の農用地のいわゆる青地を除いた白地のうち、10ha以上などひと塊になっているところは甲種や第1種とされ転用が困難。できるだけそれ以外の第二・三種の部分を対象にしたいと考えて設定した。

(委員) (1)で「優れた自然環境を有する土地でないこと」とあるが、処分場を造るときは改変を受けていないところが多いと思う。「優れた」の価値判断、評価基準はどのような考え方によるか。一般の人に説明できる簡単な考え方を持っていた方がよいと思う。

(事務局) 農地などに転用されていない手つかずの状態を表している。表土改変状況調査は、農林水産省のダムや堰の事業における環境評価にも採用されているため、引用して設定している。

(2) 候補地の一次選定結果について

- 議事(2)は非公開。

(3) 候補地の二次選定方法(案)について

- 事務局より「資料3 候補地の二次選定方法(案)について」の説明。

(事務局) 二次選定は、基本方針で定める重要事項や、前回懇話会での委員の意

見，他県の事例などから設定した6つの評価項目について，点数付けを行い，各項目の重要度に応じて重み付けし，比較評価する。

(1)幹線道路からの距離及び接続容易性は，幹線道路から候補地までのアクセス道路を想定し，その距離，道路新設等の区間延長，架橋等の箇所数を調査して評価する。(2)中間処理施設からの距離は，最終処分量が多い中間処理業者30社程度を抽出し，各施設から候補地までの距離とその最終処分量を勘案して評価する。(3)下水道からの距離は，想定される処理後水量の放流が可能な下水道区域までの最短経路を調査して評価する。(4)地権者数は，公図，登記簿により，候補地内の地権者数を調査して評価する。(5)建設費は，敷地面積要件，埋立容量要件で施設を整備した場合の概算建設費を評価する。(6)施設配置の容易性は，概略施設配置図をもとに，支障物件や地形条件の課題を整理するとともに，最適な施設配置や導線の評価する。

6つの評価項目は，重要度に応じて配点する。基本方針の重要事項3項目のうち，①適地選定・用地取得，②排水処理と関連の大きい(1)幹線道路からの距離及び接続容易性，(3)下水道からの距離，(4)地権者数に加え，検討段階から経済性を評価するため，(5)建設費については，一案として2倍の加点を行うことを考えている。評価項目ごとに相対的に順位付けを行い，得点をつける。総合評価値が総配点の5割を切るなど著しく低い候補地は除外する。候補地が同一市町村に複数存在する場合は，市町村への負担感を考慮し，総合評価値の高い1か所のみを選定する。

- 主な意見等は以下のとおり。

(委員) 一次選定は法規制や自然などの制約的な要因が考慮されていて，二次選定は経済性や地権者といった現実的な要因に絞られていると理解してよいか。交渉し始める順位をつけたいということによいか。

(事務局) そのとおり。

(委員) 重み付けは，県がそう考えるのであれば，重視する項目の配点を大きくすればよいと思う。

(委員) p1では埋立容量が200万 $m^3$ となっているが，p2では170万 $m^3$ 以上となっている。両者で評価が変わるのか。

(事務局) 基本方針では170～270万 $m^3$ と幅があるが，より確保できるに越したことはないということによって一次選定以降は200万 $m^3$ 以上に訂正させていただきたい。

(委員) 選定ではなく順位付けではないか。選ぶわけではない。よい言い方はないか。

(委員) 評価ランクによる点数が1位の候補地が、必ずしも選定する候補地になる  
とは限らないと理解してよいか。

(事務局) そのとおり。自治体との調整になる。

(委員) 数か所に絞り込んで客観的に示すまでが懇話会の主導で、二次選定以降  
は県の責任で市町村や地権者と折衝していく、という考え方でよいか。

(事務局) そのとおり。最終的には県が決定する。

## 6 その他

(事務局) 議事の中で検討するとした回答した部分は、再度事務局で内容を検討  
し、山田正座長、是則副座長と相談しながらまとめさせていただく。

(各委員) 了承。

## 7 閉会